

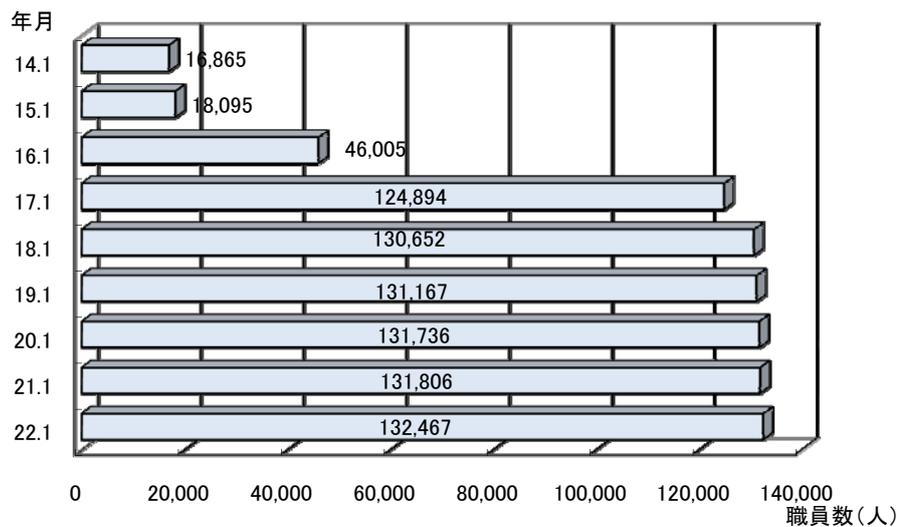
第3節 役職員の状況

1 職員の状況

(1) 職員数の状況

平成22年1月1日現在における独立行政法人の常勤職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)は計132,467人となっており、21年1月1日現在の131,806人に比べ661人増加している(図表7参照)。法人別の増減状況を見ると、国立病院機構が前年度比1,015人増となっている一方、雇用・能力開発機構、科学技術振興機構及び国立印刷局がそれぞれ、前年度比133人、122人及び115人の減などとなっている(資料4「独立行政法人の常勤職員数の推移」参照)。

図表7. 独立行政法人の常勤職員数の推移



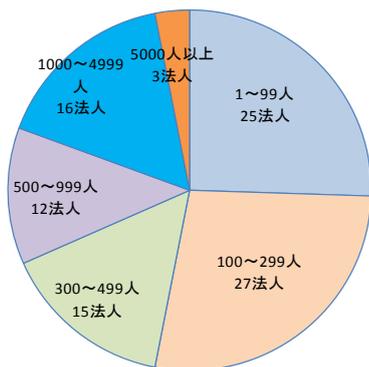
(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(2) 独立行政法人の職員規模

平成22年1月1日現在における独立行政法人98法人について、常勤職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)の規模別にみると、職員数100人未満の法人が25法人、100人以上300人未満の法人が27法人あり、300人未満の法人は合計で52法人となり全体の53%を占めている(図表8参照)。

また、職員数が最も多い法人は国立病院機構(51,058人)であり、次が労働者健康福祉機構(13,911人)となっている。一方、職員数が最も少ない法人は平和祈念事業特別基金(16人)となっている(資料4「独立行政法人の常勤職員数の推移」参照)。

図表8. 独立行政法人の常勤職員規模別法人数(平成22年1月1日現在)



(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(3) 職員の給与水準

独立行政法人制度は、各法人が自律的に業務運営を行うことを基本としていることから、職員の給与については、通則法に基づき、各法人が定めることとなっている(図表9参照)。

図表9. 通則法が定める独立行政法人の職員給与等に関する考慮事項

	特定独立行政法人 (通則法第57条第1項及び第3項)	非特定独立行政法人 (通則法第63条第1項及び第3項)
給与	<ul style="list-style-type: none"> 職務の内容と責任 職員が発揮した能率 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の勤務成績
給与の支給基準	<ul style="list-style-type: none"> 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員の給与 民間企業の従業員の給与 当該特定独立行政法人の業務の実績 中期計画の第30条第2項第3号の人件費の見積り その他の事情 	<ul style="list-style-type: none"> 当該独立行政法人の業務の実績 社会一般の情勢

また、法人運営の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たしていく観点から、法人の役職員の給与等の支給基準を公表することとされ、平成21年度分については、各主務大臣及び各法人がホームページにおいて公表するとともに、総務省行政管理局において当該公表内容を取りまとめたものを22年8月10日に公表している。

それによれば、各法人の常勤職員について、平成21年度の対国家公務員指数(年齢勘案)は、平均で事務・技術職員が106.2、研究職員が100.3、病院医師が109.1、病院看護師が96.5となっている(図表10及び資料5-1「職員の給与水準」参照)。

図表10. 職員の給与水準

	対象法人数	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平成21年度年間平均給与(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)	対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)
事務・技術職員	99	34,049	43.5	7,105	106.2	104.4
研究職員	41	8,984	45.2	8,823	100.3	105.4
病院医師	4	4,881	46.7	13,564	109.1	105.3
病院看護師	4	29,973	37.4	4,931	96.5	97.8

(注)「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(参考)

「 <u>特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について</u> 」(平成 14 年 10 月 18 日 <u>特殊法人等改革推進本部決定</u>) (概要) 法人の役職員の給与等の水準についても、主務大臣が国家公務員及び他の法人と比較ができる形で分かりやすく公表する
「 <u>独立行政法人の役員報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)</u> 」(平成 15 年 9 月 9 日策定、20 年 3 月 18 日最終改定) (概要) ① 役員報酬等の支給状況、 ② 職員給与の支給状況等(雇用形態別・職種別・年齢別の分布状況等)と給与水準の国家公務員との比較、 ③ 総人件費(給与、報酬等支給総額等) などについて、各主務大臣及び各法人が徹底的な情報開示を行う
「 <u>公務員の給与改定に関する取扱いについて</u> 」(平成 21 年 8 月 25 日閣議決定) (概要) 独立行政法人の役職員の給与については、改定に当たって国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

2 役員状況

(1) 役員数

独立行政法人の役員については、法人の長1人及び監事を置くことが義務付けられるとともに、必要に応じて他の役員(以下「理事等」という。)を置くことができることとされている(通則法第 18 条第1項及び第2項)。

なお、法人の長の名称、理事等の名称及び定数、監事の定数は、個別法で定めることとしている(通則法第 18 条第3項)。

ア 役員規模別法人数の状況

平成 22 年1月1日現在における独立行政法人 98 法人において実際に任命されている役員の数を見ると、法人の長 97 人(1名は欠員)、理事等 324 人、監事 201 人であり、役員数の規模別にみると、法人の長及び理事各1人の法人が 26 法人(26.5%)あり、最も多くなっている(図表 11 参照)。法人の長及び理事等の数が最も多い法人は、国立病院機構の 15 人(理事長及び副理事長各1人、理事 13 人)となっており、当該法人は、職員数も最多となっている。また、法人の長及び理事等の数が最も少ない法人は、平和祈念事業特別基金(理事長の欠員により理事が法人の長の職務を代行)及び航空大学校(理事長1人のみ)であるが、航空大学校については個別法上、別に理事1人を置くことができることとされている(資料6「独立行政法人の役員状況」参照)。

なお、監事の数、日本高速道路保有・債務返済機構及び自動車事故対策機構では1人、森林総合研究所、住宅金融支援機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際協力機構、中小企業基盤整備機構、都市再生機構、農業・食品産業技術総合研究機構の6法人においては3人であるが、その他の法人においては2人となっている。

図表 11. 法人の長及び理事等の数の合計別に見た独立行政法人の状況(平成 22 年1月1日現在)

法人の長及び理事等の合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
法人数	2	26	23	14	10	5	5	4	3	3	0	2	0	0	1	98

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

さらに、これら 98 法人の役員について勤務形態における常勤・非常勤の内訳をみると、法人の

長については全員が常勤、理事等については324人のうち非常勤が25人(7.7%)、監事については201人のうち非常勤が106人(52.7%)となっている。

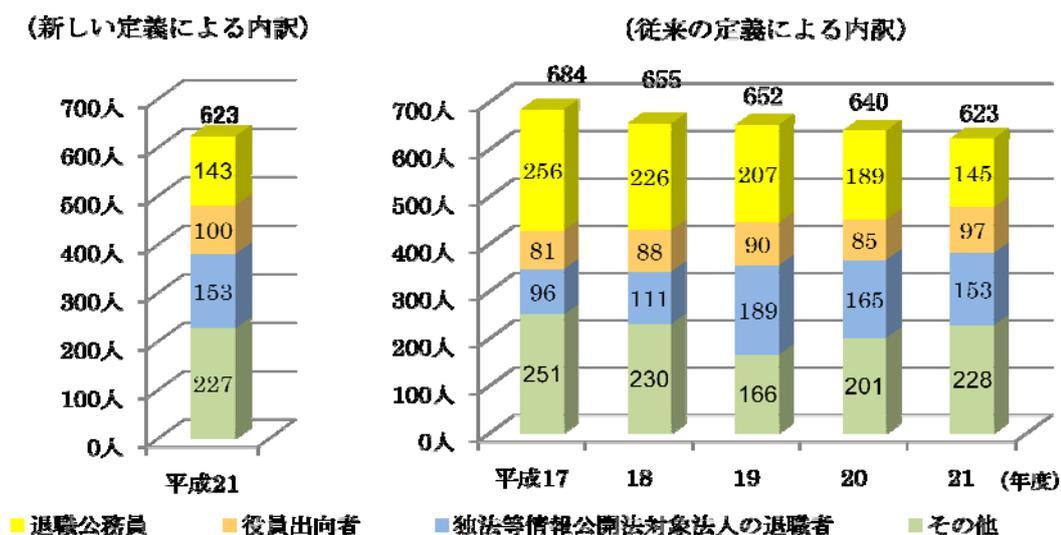
イ 役員に占める退職公務員等の状況

役員については、「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)等に基づき、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の役員への就任状況が公表されている。

平成21年度については、各独立行政法人等が平成22年2月1日現在の状況について公表しており、同日現在の98法人の役員就任の形態別状況をみると、役員623人(非常勤を含む。)のうち退職公務員が就任している者が143(23.0%)人、国から出向している者が100人(16.1%)、独立行政法人等の退職者が就任している者が153人(24.6%)となっている(図表12及び資料7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照)。

なお、国家公務員の再就職に対する国民の厳しい批判等を踏まえ、平成21年度から退職公務員等の定義を一部変更しており、新旧それぞれの定義による退職公務員等の状況は、図表12のようになっている。

図表12. 役員に占める退職公務員等の状況(平成22年2月1日現在)



- (注) 1 「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」(平成22年6月22日総務省、内閣官房及び行政改革推進本部事務局)等に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 新しい定義による「退職公務員」とは、国の行政機関に常勤の国家公務員として職務に従事した者(①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。))又は④国からの出向者を除く。)をいう。
- 3 新しい定義による「国からの役員出向者」とは、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)第8条第1項の規定に基づき、公表対象法人の役員となるために退職をし、かつ、引き続き当該法人の役員として在職する者をいう。
- 4 「独法等情報公開法対象法人の退職者」とは、独法等情報公開法の対象法人の退職者(当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者)をいう。なお、当該法人の退職者及び法人の合併により合併前の当該法人の役員から退職せず合併後の法人の役員に就いたものを含む。
- 5 従来からの定義による「退職公務員」とは、本府省の課長・企画官相当職以上並びに施設等機関、特別の機関その他の附属機関及び地方支分局の本府省課長・企画官相当職以上で退職した者(①国立大学・国立高等専門学校の学長その他の教官等②退職後10年以上民間会社等の役員職歴のあるもの③退職後5年以上当該法人等の職員歴のある者及び役員出向者を除く。)をいう。
- 6 従来からの定義による「国からの役員出向者」とは、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)第8条第1項の規定に基づき、公表対象法人の役員となるために本府省課長・企画官相当職以上として退職をし、かつ、引き続き当該法人の役員として在職する者をいう。

同様に、平成 22 年2月1日現在の新しい定義による退職公務員等の独立行政法人 98 法人の子会社等の役員への就任状況をみると、退職公務員又は独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数は 101 法人、役員 1,190 人のうち退職公務員から就任している者が 106 人、独法等情報公開法の対象法人の役員における当該法人の退職者から就任している者が 246 人となっている。(図表 13 及び資料7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照)。

図表 13. 独立行政法人の子会社への退職公務員

(単位: 法人、人)

年 度	退職公務員・独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数	役員数	うち退職公務員数	
			うち退職公務員数	うち当該法人の退職者数
平成 21	104	1,219	144	246[44]

- (注) 1 「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員の状況の公表について」(平成 22 年 6 月 22 日行政改革本部事務局、内閣官房及び総務省取りまとめ)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 「子会社等」とは、子会社(他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している場合における当該他の会社等をいう。法人及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該ほかの会社等も、法人の子会社とみなす。)及び一定規模以上の委託先(売上高に占める法人の発注に係る額が3分の2以上である委託先)をいう。
- 3 「退職公務員」とは、国の行政機関に常勤の国家公務員として職務に従事した者(①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。)又は④国からの出向者を除く。)をいう。
- 4 退職公務員が法人役員に就任し退職した後子会社等の役員に就任した場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者数」の欄に [] 内書きで計上している。

(2) 役員の報酬の状況

独立行政法人の役員の報酬については、各法人において支給の基準を定めることとされており(通則法第 52 条第2項及び第 62 条)、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされ(通則法第 52 条第3項及び第 62 条)、職員の給与水準と同様に主務大臣及び各法人が国家公務員及び他の法人と比較できる形で公表することとされている。

総務省行政管理局は、平成 22 年8月 10 日に、21 年度における独立行政法人の役員の報酬等の水準について、職員の給与水準と併せて取りまとめの上、公表している。これによると、各法人の常勤役員の報酬(平均)については、法人の長が 1,818 万円、理事が 1,508 万円、監事が 1,308 万円となっている(図表 14 及び資料5-3「役員報酬の支給状況」参照)。

なお、各法人の役員報酬の業績反映の方法や改定状況については、各主務大臣及び各法人が公表している。

図表14. 常勤役員の報酬の支給状況(平成21年度)

○独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)[概要](抜粋)

・常勤役員の報酬の支給状況

法人の長、理事、監事の報酬は、前年度比でそれぞれ減少

役員全体では▲304,818千円(▲3.8%)の減少。

		20年度	21年度	対前年度差	対前年度比
		(千円)	(千円)	(千円)	(%)
平均	法人の長	18,605	18,183	▲422	▲2.3
	理事	15,422	15,078	▲344	▲2.2
	監事	13,506	13,082	▲424	▲3.1
支給総額	法人の長	1,879,153	1,791,644	▲87,509	▲4.7
	理事	4,873,427	4,697,201	▲176,226	▲3.6
	監事	1,310,047	1,268,964	▲41,083	▲3.1
	計	8,062,627	7,757,809	▲304,818	▲3.8

(注) 1. 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成21年度)」(平成22年8月10日総務省行政管理局)による。

2. 年度途中で廃止された法人は除いている。

(3) 役員の退職手当の状況

独立行政法人の役員の退職手当についても、報酬と同様に、通則法第52条及び第62条により、各法人において支給の基準を定めることとされており、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされている。

一方、公務員を一度退職して退職金を得た後、更に独立行政法人の役員に就任し、退職後相当の退職金を得ることについて批判があることから、役員の退職金を国家公務員並みに引き下げた上で業績を反映した仕組みとなるよう、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成15年12月19日閣議決定)において、支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額100分の12.5を基準とし、これに府省評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請された(図表15参照)。

図表15. 独立行政法人の役員の退職手当に関する閣議決定

<p>○ 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成 15 年 12 月 19 日閣議決定) (抜粋)</p> <p>1 独立行政法人</p> <p>(1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成 16 年以降の在職期間については、1 月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。</p> <p>(2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。</p> <p>独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。</p> <p>(3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 15 年 9 月 16 日閣議決定)の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。</p> <p>○ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 21 年 8 月 25 日閣議決定) (概要)</p> <p>3(3) 独立行政法人の役職員の給与については、改定に当たって国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。</p>

これを受けて、各法人は、いずれも上記の閣議決定の趣旨を踏まえた役員の退職手当に関する規程の改正・制定を行っており、役員の退職手当の業績勘案率に関する規定についてはすべての法人において、府省評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定することとしている。

また、上記の閣議決定「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」においては、役員の退職手当の業績勘案率の決定に当たって、府省評価委員会は、あらかじめ政策評価・独立行政法人評価委員会に通知することとされ、政策評価・独立行政法人評価委員会は、必要な場合、府省評価委員会に対して意見を述べることもできるとされている。

これを受けて、政策評価・独立行政法人評価委員会の独立行政法人評価分科会は平成 16 年 7 月 23 日、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を決定した。この中で、役員退職金に係る府省評価委員会からの業績勘案率の通知に対し述べる際の分科会の検討に当たっては、①業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みとするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0 を基本とする、②府省評価委員会からの通知が 1.0 を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本とすることとしている。

また、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会は、平成 21 年 3 月 30 日には、それまでの 500 余件の事例の審議における意見等を踏まえて、業績勘案率に関する考え方や検討の手順を改めて確認し、より実務に役立つように、上述の「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」の補足説明等として取りまとめ、各府省評価委員会に通知している。(資料 8-1「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明」及び資料 8-2「業績勘案率に係る基本的なチェックの手順」参照)。

業績勘案率の決定によって退職手当支給額の全額が確定し、平成 21 年度中にその支払いを受けた常勤役員は、法人の長が 10 人、理事が 35 人、監事(常勤)が 14 人の計 59 人で、その支給総額は、法人の長が 1 億 26 万円、理事が 1 億 5,169 万円、監事が 5,544 万円となっている(図表 16 及び資料 5-4「役員の退職手当の支給状況」参照)。

図表 16. 常勤役員の退職手当の支給状況(平成 21 年度)

	法人の長	理 事	監 事
退 職 常 勤 役 員 の 人 数	10 人	35 人	14 人
退 職 手 当 (確 定 額) の 支 給 総 額	10,026 万円	15,169 万円	5,544 万円

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成 21 年度)」(平成 22 年 8 月 10 日総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 「理事」には副理事長等を含む。

3 総人件費の状況

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年 6 月 2 日法律第 47 号)に基づき、各法人は、総人件費改革の一環として、平成 18 年度以降、5 年間で 5% 以上の人件費の削減を基本として取り組んでいる。

各法人は、人件費又は人員の削減のいずれかを選択して取組を行っており、総人件費改革 4 年目にあたる平成 21 年度における法人全体の取組状況は、総務省行政管理局が 22 年 8 月 10 日に取りまとめた、「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成 21 年度)」において公表されている(図表 17 参照)。

それによると、まず総人件費改革の取組については、基準となる平成 17 年度実績に比して人件費の削減を行う 82 法人においては全体として 1.5% (「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)に 9 より、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定を除いて算出した削減率)減少、人員の削減を行う 16 法人においては全体として 10.5% 減少となっている。

また、人件費の状況については、平成 21 年度の最広義人件費は、前年度と比較して 91 億円減少し、1 兆 3,178 億円となった(図表 17 及び資料 5-5「総人件費改革の取組」参照)。

図表17. 総人件費改革の取組と状況

1. 総人件費改革の取組

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年6月2日法律第 47 号)に基づき、各法人は、総人件費改革の一環として、平成 18 年度以降5年間で5%以上の人件費の削減を基本として取り組んでいる。

各法人は、人件費又は人員の削減のいずれかを選択して取組を行っており、平成 21 年度までの4年間の法人全体の取組状況をみると、基準となる平成 17 年度実績に比して人件費の削減を行う 82 法人においては全体として▲1.5% (「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率)、人員数の削減を行う 16 法人においては全体として▲10.5%減少となっている。

(1) 人件費の削減を行う法人

法人数	基準となる金額	平成 21 年度 実績	進捗状況(基準に対する増▲減)	
	平成 17 年度		金額	増▲減比(補正值)
82	(億円) 8,315	(億円) 8,050	(億円) ▲ 265	(%) ▲ 1.5

(2) 人員の削減を行う法人

法人数	基準となる人数	平成 21 年度 実績	進捗状況(基準に対する増▲減)	
	平成 17 年度		人数	増▲減比
16	(人) 16,280	(人) 14,571	(人) ▲ 1,709	(%) ▲ 10.5

(注)1 平成 22 年3月 31 日現在の法人における取組状況の集計である。

2 沖縄科学技術研究基盤整備機構及び日本司法支援センターについては、体制整備の途上であるため、総人件費改革の対象とされていない。

3 増▲減比(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。

なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職(一)職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成 18 年度は0%、平成 19 年度は+0.7%、平成 20 年度は0%、平成 21 年度は▲2.4%となっている。

2. 人件費の状況

平成 21 年度の最広義人件費は、前年度と比較して▲92 億円減少となった。

	平成 20 年度 (102 法人)	平成 21 年度 (100 法人)	構成比	対前年度差
	(億円)	(億円)		
給与、報酬等支給総額	9,528	9,416	71.5%	▲ 112
退職手当支給額	894	829	6.3%	▲ 65
非常勤役職員等給与	1,199	1,277	9.7%	78
福利厚生費	1,649	1,656	12.6%	7
最広義人件費	13,270	13,178	100%	▲92

(注)1 「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役職員に支給された報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額であり、総人件費改革の対象経費である。

2 「退職手当支給額」とは、常勤役職員に支給された退職手当の支給額である。

3 「非常勤役職員等給与」とは、非常勤役職員、臨時職員等に支給された給与、諸手当、退職手当支給額の合計額である。

4 「福利厚生費」とは、すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費と法定外福利費の合計額である。

5 「最広義人件費」とは、注1から注4における各人件費の合計額である。ただし、四捨五入の関係で、合計は一致しない。

(注)「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成 21 年度)」(平成 22 年8月 10 日総務省行政管理局)による。